

補助金・優遇税制情報

電動車に関する補助金及び優遇制度についてご紹介しています。申請要件・補助金額等の詳細や申請の受付状況等については、それぞれのお問合せ先までご連絡ください。

EV：電気自動車、
HV：ハイブリッド自動車、
PHV：プラグインハイブリッド自動車、
FCV：燃料電池自動車、
CNG：圧縮天然ガス車、
LNG：液化天然ガス車、
NGV：天然ガス自動車、
HICEV：充電設備、
充電設備、
外部給電器
水素スタンド

■電動車の導入補助金情報

No.	事業名	対象車	対象車種	補助対象者	予算年度	公募期間	お問合せ先
1	クリーンエネルギー自動車導入促進補助金 (CEV補助金) (経済産業省)	・自動車 ※あらかじめ次世代自動車振興センターが承認したもの	EV (超小型モビリティ・ミニカー・側車付二輪自動車・原動機付自転車を含む) PHV FCV	・個人 ・法人、地方公共団体	令和6年度補正	令和7年3月31日開始（終了日未定）	一般社団法人 次世代自動車振興センター CEV 補助金（車両）受付窓口 電話：0570-001-136
2	低公害バス・人にやさしいバス導入助成事業 (大阪府運輸事業振興助成補助金) [大阪バス協会]	・バス	EV FCV HV CNG	・大阪府下のバス事業者 (公営事業者を除く)	令和7年度	令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日	一般社団法人大阪バス協会 電話：06-6341-8006
3	環境対応車導入促進助成 (大阪府運輸事業振興助成補助金) [大阪府トラック協会]	・トラック	EV FCV HV CNG・LNG	・大阪府下の貨物運送事業者	令和 7 年度	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日	一般社団法人大阪府トラック協会 業務部 電話：06-6965-4036
4	令和 7 年度ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業 (環境省)	・トラック ・バス	HV NGV	・トラックを事業の用に供する者 ・トラックの貸渡し（リース）を業とする者（トラックを事業の用に供する者に貸し渡す者に限る。） ・バスを事業の用に供する者 ・バスの貸渡し（リース）を業とする者（バスを事業の用に供する者に貸し渡す者に限る。）	令和 7 年度	トラック：令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 1 月 30 日 バス：令和 7 年 6 月 9 日から令和 7 年 7 月 11 日	公益財団法人北海道環境財団 補助事業部 Tel:011-206-1573
5	低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業 (環境省)	・トラック	低炭素型ディーゼルトラック（2025 年度燃費基準を達成した車両）	トラック運送事業者(中小事業者（資本金 3 億円又は従業員数 3 0 0 人以下）に限る。）又はトラック運送事業者(中小事業者)に車両をリースする事業者	令和 7 年度	令和 7 年 6 月 9 日から令和 8 年 1 月 30 日	一般財団法人環境優良車普及機構 補助事業執行部 低炭素型ディーゼル車普及事業 電話：03-5341-4577
6	商用車の電動化促進事業（タクシー・バス） (環境省)	・タクシー ・バス	EV PHV FCV HICEV	① タクシー等車両又はバス車両を事業の用に供する者 ② タクシー等車両又はバス車両の貸渡し（リース）を業とする者（①、③及び⑥に貸し渡す者に限る。） ③ 特定旅客自動車運送事業者に自らが所有する又は使用するタクシー等車両又はバス車両を貸与のうえ、旅客運送を委託する学校法人又は企業等 ④ 旅客自動車運送事業の分社等により、自らが 50%を超える出資比率によって設立した子会社たる旅客自動車運送事業者に、自らが所有するタクシー等車両又はバス車両を貸与する者 ⑤ タクシー等車両又はバス車両と一体的に導入される充電設備を所有する者（①、②、③、④、⑥のタクシー等車両又はバス車両と一体的に導入される場合に限る）。 ⑥ 地方公共団体 ⑦ その他大臣の承認を得て J A T A が適当と認める者	令和 6 年度補正	令和 7 年 4 月 28 日から令和 8 年 1 月 9 日	公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 補助金執行グループ 電話：03-6836-1203
7	堺市電気自動車等導入支援事業補助金	・自動車	EV FCV	・CEV補助の対象車種で、自動車検査証の使用の本拠の位置が市内の住所であり、自動車検査証の初度登録年月が前年度の2月から当該年度の1月までの車両を導入した者。	令和7年度	令和7年6月24日から令和8年2月13日	堺市カーボンニュートラル推進部環境エネルギー課 電話：072－228-7548
8	豊中市電気自動車等購入支援補助金	・自動車 ※一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するCEV補助金交付事業の対象として承認を受けたもので4輪以上	EV PHV FCV	・購入する電気自動車等について使用の本拠が豊中市内にあること。 次のいずれかに該当する者 ・豊中市内に居住する個人。 ・豊中市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業主（市内で事業の用に供するために電気自動車等を導入すること）	令和7年度	令和7年5月7日から令和8年3月2日	豊中市環境部 ゼロカーボンシティ推進課 電話：06-6858-2128

9	ひらかたゼロカーボン推進補助金	・自動車	■EV	市民 ※詳細な補助要件等は、ホームページ参照以下のいずれにも該当するもの	令和7年度当初	令和7年5月12日から令和8年 1 月30日	枚方市環境部環境政策課 電話：050-7102-6005
10	河内長野市再生可能エネルギー導入促進補助金	・自動車 ※一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助金交付事業で交付対象となる「電気自動車」の「普通自動車」又は「小型・軽自動車」で「給電機能かつトップランナー制度の対象」の銘柄	■EV	・河内長野市民であることまたは実績報告書兼請求書の提出までに河内長野市民となる見込みであること（その他要件あり）	令和7年度	令和7年5月12日から令和7年12月15日	河内長野市環境経済部環境政策課 電話0721-53-1111

■充電設備・V2H充放電設備・外部給電器の補助金情報

No.	事業名	対象設備	補助対象者	予算年度	公募期間	お問合せ先
1	クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金 [経済産業省]	■電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電設備	・地方公共団体 ・法人（マンション管理組合法人を含む。） ・法人格をもたないマンション管理組合 ・個人（共同住宅のオーナー、共同住宅の居住者等）	令和6年度補正・令和7年度	第1期：急速：令和7年4月25日から令和7年5月19日 普通：令和7年4月25日から令和7年5月19日 第2期：急速：令和7年7月1日から令和7年7月22日 普通：令和7年7月1日から令和7年7月22日 ※上記受付は終了しました。	一般社団法人次世代自動車振興センター 充電インフラ部 電話：0570－000－299
2	泉大津市民間施設等ゼロカーボンシティ推進補助金	■電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電設備（急速）	・泉大津市の区域内に敷地を有する次に掲げる施設の利用者が使用する駐車場に設備を設置するもの 商業施設、宿泊施設、観光施設、遊戯施設、飲食施設、公共施設	令和7年度当初	令和7年4月1日から令和7年12月31日	泉大津市都市政策部環境課ゼロカーボンシティ推進担当 電話：0725-33-1131
3	泉大津市住宅用ゼロカーボンシティ推進補助金	■V 2 H 充放電設備	・令和7年3月1日から令和8年2月末日までの間に自らが居住する市内の住宅（店舗付き住宅の住宅部分を含む。）に新品かつ未使用品の設備等を購入し、設置している者	令和7年度当初	令和7年4月1日から令和8年3月15日	泉大津市都市政策部環境課ゼロカーボンシティ推進担当 電話：0725-33-1131
4	高槻市エコハウス補助金	■V 2 H 充放電設備	1.市内の自ら居住する住宅に、対象機器(中古品を除く)を設置すること。ただし、令和6年4月1日以降に、機器の設置等に係る契約を締結しており、エコハウス事業の完了日（※）が令和7年3月1日以降であること。 2. エコハウス事業の完了日（※）から31日以内または令和8年2月27日のいずれか早く訪れる日までに、エコハウス補助金交付申請兼実績報告書及びその他必要書類を提出すること。 3. 納期が到来している市税を完納していること（住宅の所有者全員）。 4. 住宅の所有者全員から機器設置について同意が得られていること。 5. 過去に交付を受けたことのある補助対象機器を含む区分ではないこと。 ※エコハウス事業の完了日 申請者が事業者に対して設置機器の代金の支払いを完了した日（領収日）。ただし、太陽光発電システムを含む申請については、申請者が事業者に対して設置機器の代金の支払いを完了した日（領収日）又は電力会社と電力受給契約を締結したことを証する書類の発行日のいずれか遅い日。	令和7年度	令和 7 年5月12日～令和 8 年2月27日	高槻市環境政策課 電話：072-674-7486
5	ひらかたゼロカーボン推進補助金	■V 2 H 充放電設備	市民 ※詳細な補助要件等は、ホームページ参照	令和7年度当初	令和7年5月12日から令和8年 1 月30日	枚方市環境部環境政策課 電話：050-7102-6005
6	河内長野市再生可能エネルギー導入促進補助金	■V 2 H 充放電設備	・河内長野市民であることまたは実績報告書兼請求書の提出までに河内長野市民となる見込みであること（その他要件あり）	令和7年度	令和7年5月12日から令和7年12月15日	河内長野市環境経済部環境政策課 電話：0721-53-1111
7	堺市電気自動車等導入支援事業補助金	■電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電設備	・CEV補助金の対象の機器を市内における新築を除く集合住宅に属する駐車場へ未使用品を導入した集合住宅の所有者や管理組合等。	令和7年度	令和7年6月24日から令和8年2月13日	堺市カーボンニュートラル推進部環境エネルギー課 電話：072－228-7548
8	電気自動車用充電設備設置費補助事業（大阪市）	■電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電設備	・集合住宅の管理組合又は集合住宅所有者等 ただし、申請年度内にCEV補助金の交付決定を受けていることが必須	令和7年度	令和 7 年 7 月上旬（予定）～令和 7 年11月14日	大阪市環境局環境施策課 電話：06-6630-3482
9	河南町電気自動車充電設備設置費補助金	■電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電設備 ■V 2 H 充放電設備	・住民、町内事業者、マンションの管理組合	令和7年度	令和7年5月7日から令和 8 年1月30日	河南町まち創造部都市環境課 電話：0721-93-2500

10	地球温暖化対策設備導入促進事業（大阪狭山市）	■電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電設備 ■V 2 H 充放電設備	・大阪狭山市民	令和7年度	令和 7 年 9 月 1 日から令和 7 年10月31日	大阪狭山市民生活部生活環境グループ 電話：072-360-4319（直通）
11	商用車の電動化促進事業（タクシー・バス） （環境省）	■電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電設備 ■V 2 H 充放電設備 ■外部給電器及び高圧受電設備	① タクシー等車両又はバス車両を事業の用に供する者 ② タクシー等車両又はバス車両の貸渡し（リース）を業とする者（①、③及び⑥に貸し渡す者に限る。） ③ 特定旅客自動車運送事業者に自らが所有する又は使用するタクシー等車両又はバス車両を貸与のうえ、旅客運送を委託する学校法人又は企業等 ④ 旅客自動車運送事業の分社等により、自らが 50％を超える出資比率によって設立した子会社たる旅客自動車運送事業者に、自らが所有するタクシー等車両又はバス車両を貸与する者 ⑤ タクシー等車両又はバス車両と一体的に導入される充電設備を所有する者（①、②、③、④、⑥のタクシー等車両又はバス車両と一体的に導入される場合に限る）。 ⑥ 地方公共団体 ⑦ その他大臣の承認を得て J A T A が適当と認める者	令和 6 年度補正	令和7年4月28日から令和8年1月9日	公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 補助金執行グループ 電話：03-6836-1203

■水素スタンド補助金情報

No.	事業名	対象設備	補助対象者	予算年度	公募期間	お問合せ先
-----	-----	------	-------	------	------	-------

1	クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業） 〔経済産業省〕	■燃料電池自動車に水素を供給する設備	・法人（地方公共団体および地方公共団体が出資する法人を含む。連名を含む。） ・個人事業者	令和7年度	一次公募：令和7年5月21日から令和7年6月10日 ※上記受付は終了しました。 二次公募：令和7年7月14日から令和7年8月1日	一般社団法人次世代自動車振興センター 水素インフラ部 電話：03-3548-3240
---	--	--------------------	---	-------	--	--

■優遇税制

令和5年4月1日以降の自動車関係諸税の概要については、以下をご覧ください。 【参照】国土省URL（外部サイトヘリンク）から抜粋

・[「エコカー減税の概要」](#)（外部サイトヘリンク）

排出ガス性能及び燃費性能に優れた自動車に対して、それらの性能に応じて、自動車重量税を免税・軽減

・[「環境性能割の概要」](#)（外部サイトヘリンク）

車両を取得した場合に、車両の取得価額に対して環境性能に応じた税率を課税

・[「グリーン化特例の概要」](#)（外部サイトヘリンク）

排出ガス性能及び燃費性能に優れた自動車に対して、それらの性能に応じて、自動車税・軽自動車税を軽減するとともに、新車新規登録等から一定年数を経過した自動車に対して自動車税・軽自動車税を重課